

# 木質バイオマスの効率的利用を図るための技術支援 Q & A

## Q 1. 募集要領や申請書類をダウンロードできないのですか。

- A. 事務局代表（株式会社森林環境リアライズ）ホームページよりダウンロードできません。

## Q 2. 募集要領の中の第4（3）④(ア)の他の平成24年度林野庁補助事業（地域材供給倍増事業）とは、具体的にどのような事業ですか。

- A. 下記にあげる事業であり、平成24年度に農林水産大臣より補助金交付決定を受けた補助事業者が実施する事業が該当します。

### 記

- 
- 1 水平連携等木材産業活性化のための支援
    - (1) 木材産業等連携支援事業
    - (2) 地域型住宅づくり支援事業
    - (3) 品質・性能の確かな部材供給推進事業
  - 2 公共建築物等への地域材の利用促進及び木質バイオマスの利用拡大
    - (1) 木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援
    - (2) 木造住宅・木造公共建築物等の構造部材開発等支援事業
    - (3) 木材利用技術整備等支援事業
    - (4) 木造建築物等の健康・省エネ等データ収集支援事業
    - (5) 木のまち・木のいえづくり担い手育成事業
    - (6) 地域材利用モデル製品の開発・普及支援
    - (7) 木材のトレーサビリティの確保
    - (8) 木材の環境貢献度等表示に係る検討
    - (9) 木材の環境貢献度表示に係る技術支援
    - (10) 海外における日本産木材の認知度向上に向けた試験・実証支援
    - (11) 海外における木材利用推進状況等調査
    - (12) 木造公共建築物・木質バイオマス利活用施設の整備資金等の借入に係る利子助成
- 

## Q 3. 個人の応募はできないのですか。

- A. 本事業では技術支援を受け入れるための人員や体制が必要となることから、個人への技術支援は対象外とします。

**Q 4. 技術支援の内容について、募集要領第 2 表 1 の技術支援内容をすべて受けることができるのですか。**

A. 技術支援内容は、各事業者の課題や問題、地域条件等に応じた最適なシステム提示など行うことから、事業者ごとに技術支援の内容は異なります。

**Q 5. 技術支援では、ボイラー施設などの設備の購入、工事などの整備に対する補助が受けられるのですか。**

A. 本事業の助成による技術支援では、設備の購入、工事などの整備に対する金銭的な助成はありません。

**Q 6. 募集要領第 3 ( 3 ) の「1 件の取り組みについては 3 0 0 万円程度（現地調査旅費を含む）を限度」とあるが、どのように金額が決められるのですか。**

A. 選定された事業体に対して必要となる技術支援項目を、企画運営委員会、事務局、専門チームで検討し予算内での技術支援を実施します。

**Q 7. 選定件数はどれくらいですか。**

A. 申請された応募者への技術支援内容（金額）の概算にもよりますが、5～8 件程度の選定を予定しております。

**Q 8. 選定された応募者が負担することはありますか。**

A. 選定された事業実施体は、技術支援を行う専門チームへの協力を行う必要があります。技術支援に要する事業実施体の人件費、交通費は応募者負担となります。技術支援に必要な会議室の会場費、印刷代などは支援事業で助成することが可能です。なお、募集要領第 7 にあるとおり、今後の技術支援の活動の継続が困難と判断された場合は、該当する技術支援活動に要した経費を事務局に対し支払うこととすることを、選定された事業実施体と事務局との協定により締結します。

**Q 9. 募集要領第 7 の「木質バイオマス施設導入計画（案）」とは具体的にどのようなものですか。**

A. 今回の技術支援の結果をうけて、事業実施主体が具体的に施設導入を行うための簡易的な計画案であり、指定フォームにより施設規模、燃料供給体制、導入機器、資金計画、導入時期、地域との合意形成の方法や今後の普及活動について具体的に明示したものです。なお、指定フォームは選定後事業実施主体に提示します。今後、事業成果としてホームページでの公開も予定しています。